

◆◆ 国保にはいるとき ◆◆

こ ん な と き	手続きに必要なもの
他市町村からの転入	転出証明書、印かん
他の健康保険をやめたとき	健康保険の喪失証明書、印かん (離職証明書)
子供が生まれたとき	印かん、母子手帳、保険証

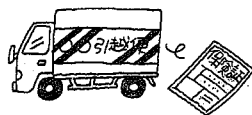
◆◆ 国保をやめるとき ◆◆

こ ん な と き	手続きに必要なもの
他市町村へ転出	保険証、印かん
他の健康保険に加入したとき	国保と新しく加入した保険の 両方の保険証、印かん
死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、 印かん

◆◆ そ の 他 ◆◆

こ ん な と き	手続きに必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印かん
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印かん、身分を証明するもの、 使えなくなった保険証
修学などで別に住所を定めるとき	保険証、印かん、在学証明書
長期の旅行などで別の保険証が必要なとき	保険証、印かん
退職者医療制度の対象となったとき	保険証、印かん、年金証書

こんなときは 必ず 届け出 を



国民健康保険に加入している方が、就職や退職、または住所を動かされたりしたときは、変更の届け出が必要です。この届け出が遅れると、医療機関の窓口で支払う一部負担金額や、保険料納付額の変更などの処理も遅れることになります。左の表に該当する場合は、すみやかに市役所市民課②番の窓口へ届け出をしてください。

納め忘れはありませんか！

保険料も年度末を迎えます。6年度の保険料は、3月31日までに納付してください。もし、納付書をなくされた方は再発行しますので、ご連絡ください。

4月からの保険料は 暫定料金です

平成6年中の所得が確定し、保険料の料率が決定するまで国民健康保険料は暫定料金となります。

4・5・6月の3ヶ月間は、3月分と同じ金額、または保険料の年額の12分の1となります。このたび新たに加えられる方は平成6年度と同じ料率で計算した料金を納めていただきます。

保険料の納付は、簡単で便利な口座振替で！

申し込み方法



納入通知書、預金通帳、通帳に使っている印かんを持って、金融機関で手続きをしてください。

※ 詳しくは、保健課保険給付係へお問い合わせください。

市役所 ☎24-2111
内線 138・139